

伊予市の給与・定員管理等について

※空欄の数値は、国の公表後速やかに公表する予定です。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算） (千円)

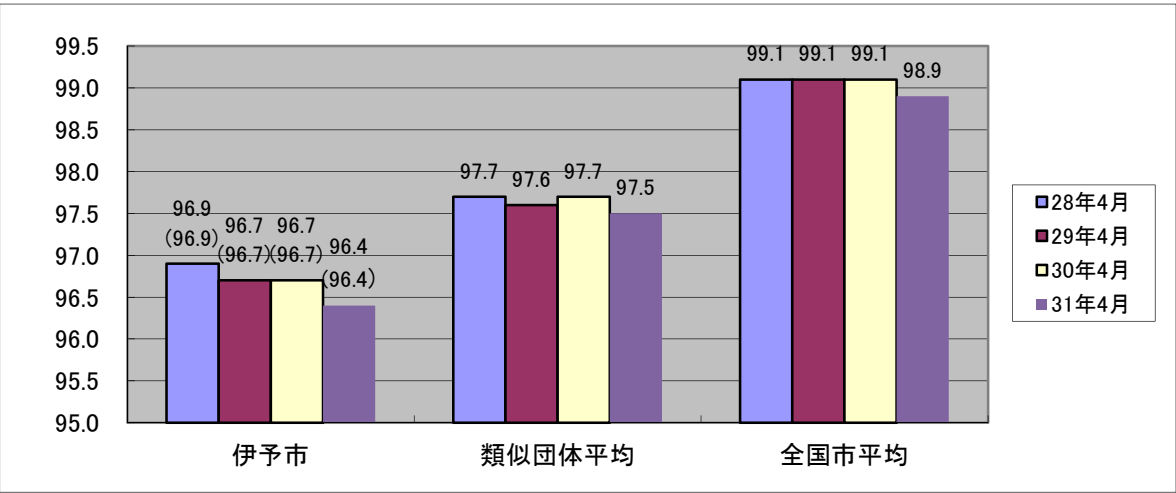
年度	住民基本台帳人口 (31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	人件費率 29年度
30	37,265 人	17,224,034	595,815	2,665,737	15.5%	15.7%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算） (千円)

年度	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり 給与額
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30	314	1,154,439	149,050	459,340	1,762,829	5,614	5,872

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

- ※ ①3年前に比べ1ポイント以上上昇しているか ☒ していない ☐ している
②3年連続で上昇しているか ☒ していない ☐ している
③100を超えているか ☒ 超えていない ☐ 超えている

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

《概要》国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当（伊予市は地域手当の支給無し）の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

平成27年度4月から実施

実施内容：国の給与制度の総合的見直しに準拠し、給料表の水準を平均約2%引き下げ、激変緩和のため平成30年3月31日まで経過措置を実施する。

② その他の見直し

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当（現在対象者なし）について、国と同様に平成27年4月から見直しを実施。地域手当については支給していない。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢 歳	職員数 人	平均給料月額 円	平均給与月額 円	平均給与月額 (国比較ベース)
伊予市	42.2	236	313,700	356,309	344,416
愛媛県	43.9	—	327,998	423,133	—
国	43.4	—	329,433	411,123	—
類似団体	42.3	—	316,015	376,662	342,586

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢 歳	職員数 人	平均給料月額 円	平均給与月額 A 円 (国比較ベース)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 歳	平均給与月額 B 百円	
伊予市	52.8	8	264,800	280,300	278,875	—	—	—	—
うち 学校給食員	51.0	3	234,800	251,366	247,567	調理士	44.7	229,000	1.10
うち 用務員	50.5	2	272,200	295,200	295,200	用務員	55.6	211,600	1.40
愛媛県	53.5	219	331,470	366,856	—	—	—	—	—
国	50.9	2,431	287,312	329,380	—	—	—	—	—
類似団体	51.3	15	316,215	345,372	329,038	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C 円	民間 D 円	C/D
(伊予市)			
うち 学校給食員	4,239,700	3,058,700	1.39
うち 校務員	5,464,200	2,883,400	1.90

・民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成28年～30年の3ヵ年平均）

・技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

・年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢 歳	職員数 人	平均給料月額 円	平均給与月額 円	平均給与月額 (国比較ベース)
伊予市	47.1	13	346,700	375,300	375,300
愛媛県	45.6	—	371,206	407,297	—
類似団体	40.3	—	296,739	328,216	—

*小中学校（幼稚園）教育職員

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区分		伊予市	愛媛県	国	(円)
一般行政職	大学卒	182,200	188,136	182,200	
	高校卒	150,600	153,765	150,600	
技能労務職	高校卒	147,900	146,730	—	
	中学卒	139,900	131,052	—	

※上記金額は、人事院勧告を反映している。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成31年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	(円)
一般行政職	大学卒	246,086	342,911	—	385,250	
	高校卒	—	300,600	—	383,900	

3 一般行政職の級別職員数等の状況

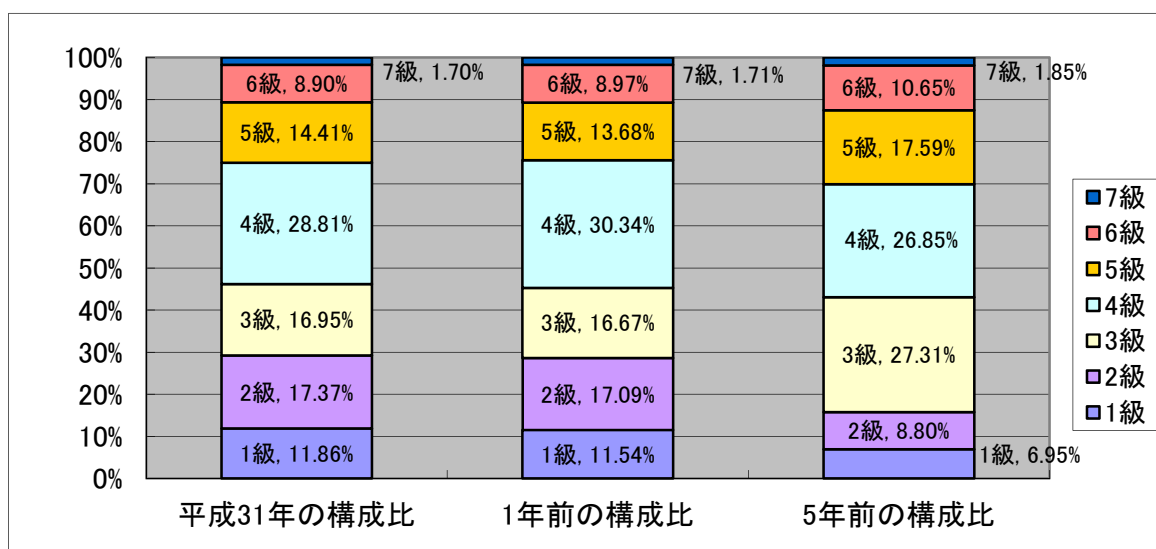
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在） *参考30年度

区分	標準的な職務内容	職員数 人	構成比 %	職員数 人 *	構成比 % *	1号給の給 与月額/円	最高号給の 給与月額/円
1級	主事・技師	28	11.86%	27	11.54%	146,100	247,600
2級	主任	41	17.37%	40	17.09%	195,500	304,200
3級	主査	40	16.95%	39	16.67%	231,500	350,000
4級	係長	68	28.81%	71	30.34%	264,200	381,000
5級	課長補佐・次長・分室長	34	14.41%	32	13.68%	289,700	393,000
6級	課長・所長・局長・室長	21	8.90%	21	8.97%	319,200	410,200
7級	部長	4	1.70%	4	1.71%	362,900	444,900
計		236	100.0%	234	100.00%	—	—

- (注) 1 伊予市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(参考) ・一般行政職の男女の割合 男：73.7%、女：26.3%

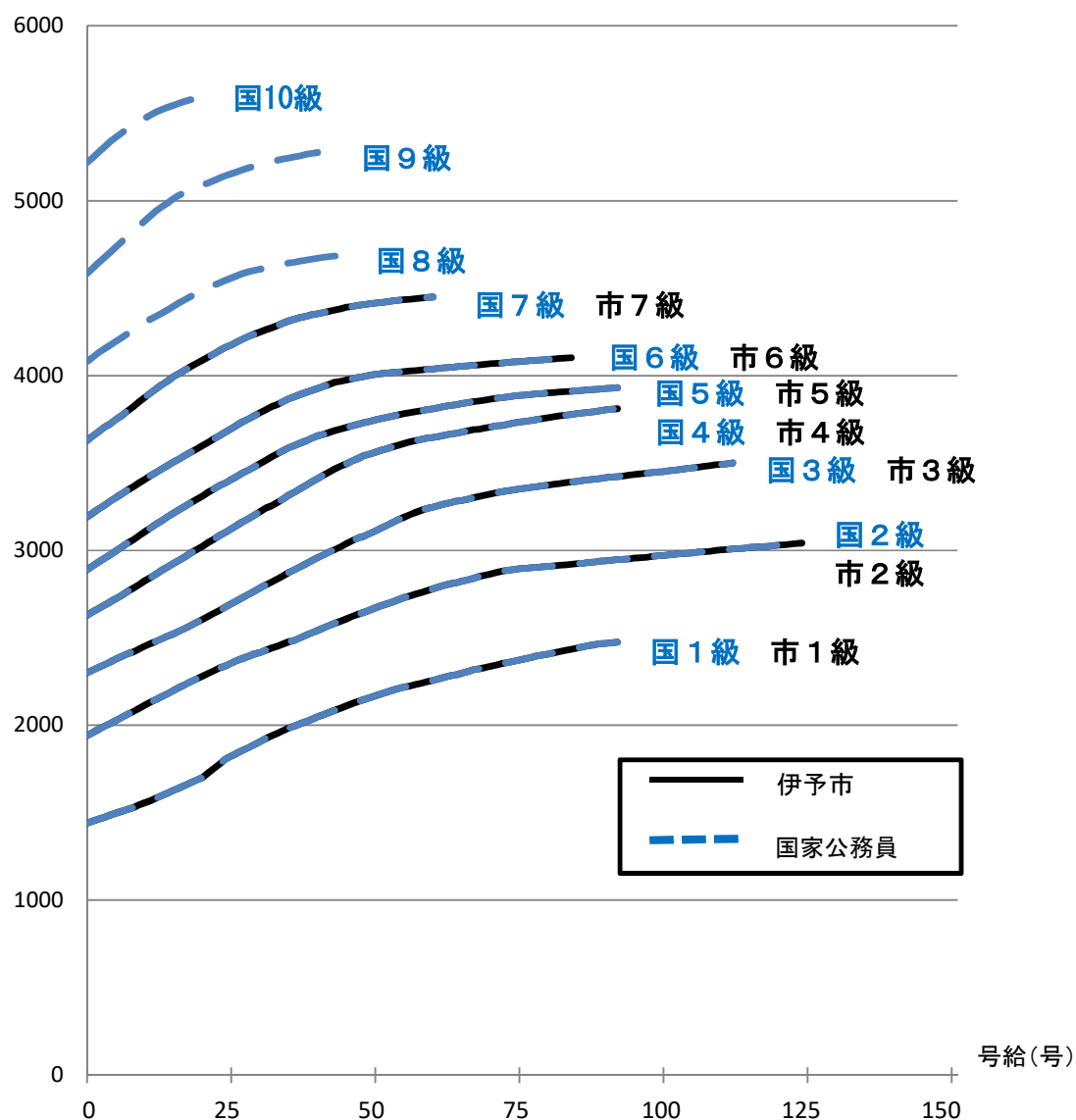
・一般行政職以外の女性職員の割合 保育士94.4%、保健師100%、教諭等52.9%



(2) 国と給料表カーブ比較表（行政職給料表）（平成31年4月1日現在）

給料表の各級における号給の額を国と比較し、曲線グラフで表したものである。

給料額(百円)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（平成31年4月1日現在）

1年度を上半期（4月から9月）、下半期（10月から翌年3月）に分けて勤務状況の評定を行っています。

勤務評定（人事評価）は、評定を受ける職員の上司2人（例：課長補佐と課長）が、実績・能力・態度の区分ごとに評価を行い、人材育成につなげるほか、その結果を昇給、勤勉手当、昇格等の人事管理上の資料として活用しています。

伊予市の運用	管理職員		一般職員	
1. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
2. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

伊予市	愛媛県	国
1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,505 (千円)	1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,602 (千円)	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況（平成31年4月1日現在）

1年度を上半期（4月から9月）、下半期（10月から翌年3月）に分けて勤務状況の評定を行っています。

勤務評定（人事評価）は、評定を受ける職員の上司2人（例：課長補佐と課長）が、実績・能力・態度の区分ごとに評価を行い、人材育成につなげるほか、その結果を昇給、勤勉手当、昇格等の人事管理上の資料として活用しています。

伊予市の運用	管理職員		一般職員	
1. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ（一律）				
2. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成31年3月31日現在）

伊予市				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）				定年前早期退職特例措置（3～45%加算）			
1人当たり平均支給額	19,329	千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額。

(3) 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）			40	（千円）
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）			4,016	（円）
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）			2.8	（%）
手当の名称	主な支給対象業務	支給実績/H30	支給単価	
感染症防疫手当	感染症患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事	（千円） 0	集団発生890円（日） " 以外840円（日）	
行旅病死処理手当	行旅病人の看護又は行旅死亡人の処置に従事	（千円） 0	行旅病人2,720円 行旅死亡人6,900円	
動物死体処理手当	動物の死体処理作業に従事	（千円） 34	1体680円	
野犬等取扱手当	野犬の取扱作業又は狂犬病予防注射に従事	（千円） 5	400円（日）	
時間外往診手当	伊予市国民健康保険直営歯科診療所に勤務する医師が、勤務時間外に往診した場合	（千円） 0	6,500円（回）	

(4) 時間外勤務手当

年度	支給実績（総額）	1人当たり平均支給年額
30	49,921 千円	288,559 円

(5) その他の手当（平成30年度決算時）

手当名	支給単価	国の制度 との異同	支給実績（30年度決算）	
			総額（千円）	1人当たり平均 支給年額（円）
扶養手当	配偶者 6,500 円	同	50,655	278,326
	子 10,000 円			
住居手当	借家居住者（限度額） 27,000 円	同	19,246	278,930
通勤手当	交通用具使用者	同	17,026	72,144
	片道2キロ以上5キロ未満 2,000 円			
	片道5キロ以上10キロ未満 4,200 円			
	片道10キロ以上15キロ未満 7,100 円			
	片道15キロ以上20キロ未満 10,000 円			
	以後距離数によって決定			
	支給限度額 31,600 円			
	交通機関使用者			
	最長6ヵ月の定期券等の価格による一括支給			
	1ヵ月当たりの支給限度額 55,000 円			
管理職手当	総務部長 60,000 円	異	37,276	433,437
	その他の部長級 55,200 円			
	局長級 49,300 円			
	課長級 43,400 円			
	分室長 37,400 円			
	課長補佐級 31,400 円			
(国) 46,300円～139,300円（行政職俸給表（一）適用職員）				

（注）各数値については、普通会計決算によるものである。

5 特別職の報酬等の状況（平成31年度）

区分	給料月額	類似団体における最高/最低額	
給料	市長 735,250 円	950,000 円	259,000 円
	副市長 603,900 円	772,000 円	483,000 円
報酬	議長 409,000 円	545,000 円	230,000 円
	副議長 333,000 円	474,000 円	200,000 円
	議員 305,000 円	442,000 円	180,000 円
期末手当	市長	(30年度支給割合)	
	副市長	3.4 月	
	議長	(30年度支給割合)	
	副議長 議員	3.4 月	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)
	市長	月額×46/100×在職月数	19,099,200
	副市長	月額×27/100×在職月数	8,696,160
		任期满了の都度	

（注） 1 退職手当の「1期の手当額」は、平成31年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年：48月）勤めた場合における退職手当の見込み額である。

2 市長・副市長の給料月額は、条例上の給料月額から特例条例措置による率を減額している。

3 平成29年4月の任期满了に伴う市長の退職手当支給実績は、給料月額の減額により22円である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

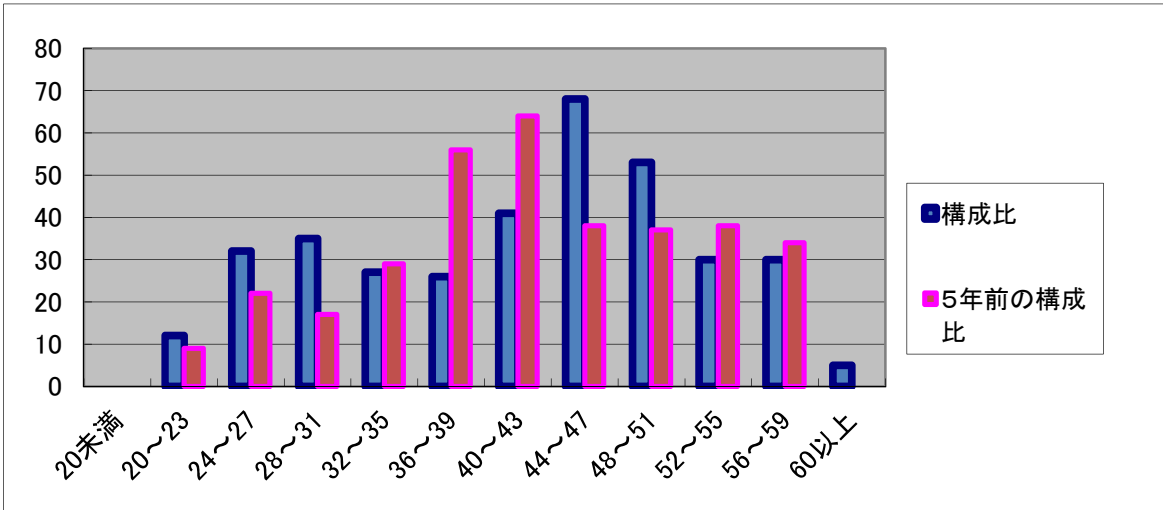
区分			平成30年	平成31年	対前年比	主な増減理由
普通会計	一般行政部門	議会	4 人	4 人	0 人	
		総務企画	75 人	72 人	-3 人	業務の見直し
		税務	16 人	17 人	1 人	前年度早期退職者の補充
		民生	88 人	91 人	3 人	業務の増加
		衛生	23 人	23 人	0 人	
		労働	0 人	0 人	0 人	
		農林水産	20 人	21 人	1 人	災害復旧事業等の増加
		商工	8 人	9 人	1 人	業務の増加
		土木	25 人	26 人	1 人	災害復旧事業等の増加
		計	259 人	263 人	4 人	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 70.74 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数) 78.55 人
	教育部門		55 人	53 人	-2 人	業務の見直し
	小計		314 人	316 人	2 人	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 85.00 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数) 101.49 人
公営企業会計	病院		2 人	2 人	0 人	
	水道		11 人	11 人	0 人	
	下水道		9 人	8 人	-1 人	業務の見直し
	その他		24 人	22 人	-2 人	業務の見直し
	小計		46 人	43 人	-3 人	
合計			360 人 [420 人]	359 人 [420 人]	-1 人 [0 人]	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 96.57 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）

年齢区分 (歳)	20 未満	20 ～ 23	24 ～ 27	28 ～ 31	32 ～ 35	36 ～ 39	40 ～ 43	44 ～ 47	48 ～ 51	52 ～ 55	56 ～ 59	60 以上	計
職員数(人)	0	12	32	35	27	26	41	68	53	30	30	5	359



(3) 職員数の推移

(単位：人・％)

部門別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	243	251	246	257	259	263	20	(+8.2%)
教育	55	52	57	58	55	53	-2	(-3.6%)
普通会計計	298	303	303	315	314	316	18	(+6.0%)
公営企業等会計計	47	47	47	46	46	43	-4	(-8.5%)
総合計	345	350	350	361	360	359	14	(+4.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 25年、26年は教育長を含んだ数値である。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

年度	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	30年度 B/A	29年度 B/A
30	621,629 千円	59,895 千円	79,157 千円	12.7%	13.7%

(千円)

年度	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A	(参考) 市町村 (政令指定都市を除く) 平均一人 当たり給与額
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30	8	34,786	4,133	14,446	53,365	6,671	6,181

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成31年4月1日)

	平均年齢	基本給	平均月収額	(円)
伊予市	46.1歳	384,356	564,788	
団体平均	44.3歳	340,929	514,169	

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊予市(水道事業)	団体平均
1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,806 (千円)	1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,525 (千円)
(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6 月分 1.85 月分	
職制上の段階、職務の級等 による加算措置	

イ 退職手当（平成31年3月31日現在）

伊予市(水道事業)				伊予市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合勸奨 勸奨・定年			同じ		
勤続20年	19.6695	月分	24.586875			月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075			月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709			月分
最高限度額	47.709	月分	47.709			月分
その他の加算措置						
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）						

ウ 時間外勤務手当

年度	支給実績（総額）	1人当たり平均支給年額
30	462 千円	99,234 円

エ その他の手当（平成30年度決算時）

（円）

手当名	支給単価	一般行政職の制度との異同	支給実績（30年度決算）	
			総額（千円）	1人当たり平均支給年額（円）
扶養手当	配偶者	6,500 円	2,112	264,000
	子	10,000 円		
住居手当	借家居住者（限度額）	27,000 円	0	0
通勤手当	交通用具使用者		285	35,550
	片道2キロ以上5キロ未満	2,000 円		
	片道5キロ以上10キロ未満	4,200 円		
	片道10キロ以上15キロ未満	7,100 円		
	片道15キロ以上20キロ未満	10,000 円		
	以後距離数によって決定 支給限度額	31,600 円		
管理職手当	交通機関使用者		1,275	424,800
	最長6ヵ月の定期券等の価格による一括支給			
	1ヵ月当たりの支給限度額	55,000 円		
	総務部長	60,000 円		
	その他の部長級	55,200 円		
	局長級	49,300 円		
	課長級	43,400 円		
	分室長	37,400 円		
	課長補佐級	31,400 円		

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分で、公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、午前8時30分から午後5時15分までとなっています。この間、休憩時間を1時間取得することとなっています。

(2) 休暇の状況

①年次有給休暇

年次有給休暇は、1年ごとに20日付与され、残日数は、翌年に限り繰り越すことができます。

30年中1人当たり 8 日 (平成30年1月1日～平成30年12月31日)

②育児休業

職員が3歳に満たない子を養育するため、育児のために休業することが認められる制度です。(育児休業をしている期間は、給与は支給されません。)

30年度中取得者 8 人

③その他の休暇

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産などの規則で定める事由に該当する場合には、有給の休暇を付与しています。また、職員の配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は障害のための介護を必要とする場合には、無給の休暇を付与しています。

9 分限及び懲戒処分

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職、降任、降給があります。

30年度処分件数 0 件

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給、戒告があります。

30年度処分件数 0 件

10 服務規律保持のための取り組み状況

地方公務員法では、服務の根本基準として、「全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

伊予市では、「伊予市職員倫理規程」を制定し、市民の疑惑や不信を招くことのないよう、機会あるごとに注意を喚起し、服務規律保持を図っています。また、「伊予市職員の懲戒処分に関する指針」により懲罰で対応することとしています。

11 人材育成の取り組み状況及び研修の状況

「伊予市人材育成基本方針」を策定(平成18年3月)し、市民の協働と参画のまちづくりを実現するための職員像を明らかにしています。(詳細は伊予市ホームページをご覧ください。)また、同方針に基づき、職員の勤務能率の発揮及び増進のため、各研修機関へ派遣し、資質の向上に取り組んでいます。

さらに、集合研修として、接遇研修、人事評価評価者研修、AED研修、コンプライアンス研修、階層別研修、メンタルヘルス研修、手話研修等を実施しています。

市町村職員中央研修所 2 人
愛媛県研修所等 24 人

1 2 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の状況

①職員健康診断

職員の健康保持の増進と、疾病予防のため、労働安全衛生法に基づき、各種健康診断、メンタルヘルス対策等を実施しています。

30年度は、健康診断（321人受診）、婦人科検診（のべ176人受診）を実施し、検診結果に応じた健康相談を行っています。

また、精神疾患の増加に伴い、専門家によるカウンセリングルームを開設するなど、職員が相談しやすい環境づくりに努めています。

②共済組合への負担金

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員等の相互救済を図るため、短期給付、長期給付等の事業が愛媛県市町村職員共済組合・愛媛県公立学校共済組合で実施されており、その費用を職員と市がそれぞれ約1/2ずつ負担しています。

30年度負担金	愛媛県市町村職員共済組合	406,304	千円
	愛媛県公立学校共済組合	23,842	千円

③愛媛県市町村職員互助会への負担金

愛媛県市町村職員互助会は、愛媛県内の市町職員の福利厚生事業等を目的に昭和57年に設立され、給付事業等が実施されており、その費用を職員と市が1/2ずつ負担しています。

30年度負担金	愛媛県市町村職員互助会	2,670	千円
---------	-------------	-------	----

(2) 公務災害の状況

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等については、地方公務員災害補償基金愛媛県支部が実施しています。

30年度認定件数	3	件
----------	---	---

(3) 勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができるとされています。

30年度措置要求件数	0	件
------------	---	---

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、公平委員会に対して、不服申立てをすることができるとされています。

30年度申立件数	0	件
----------	---	---

1 3 任免

(1) 採用の状況

30年度実績

事務職上級	社会福祉士	建築士	保育士	合計
11 人	1 人	1 人	3 人	16 人

31年度は、1月末現在で事務職上級・技術職（土木）上級の採用試験を実施済みです。

(2) 退職の状況

伊予市職員の定年等に関する条例により、一部の職員を除いて定年年齢は60歳とし、定年に達した日以降における最初の3月31日に退職することとしています。

30年度退職者数

定年退職	定年前退職	再任用	合計
9 人	2 人	4 人	15 人

(3) 再任用の状況

地方公務員法により、任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、常時勤務又は短時間勤務の職に採用することができるとされています。

平成30年度の採用実績は2人です。

1 4 職員の退職管理の状況

平成30年度末に定年退職した伊予市職員の再就職状況を公表します。

定年退職者の概要

定年退職者	9 人	事業所等へ再就職した者	9 人
		無職の者	0 人

再就職の内容

再 就 職 先	人 数	備 考
伊予市再任用職員	1 人	
伊予市非常勤職員	6 人	
非営利法人職員	1 人	商工会
営利法人職員	1 人	
合 計	9 人	

1 5 等級及び職位上の段階ごとの職員数

平成31年4月1日現在

行政職給料表（一）該当者

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職位上の役職名
		人	%	職名	人	
1 級	定型的な業務を行う職務	43	12.4	主事	27	主事
				技師	3	
				保健師	2	
				保育士	10	
				社会福祉士	1	
2 級	主任の職務	61	17.6	主任	61	主任
3 級	主査の職務	60	17.4	主査	57	主査
				行政監理監（再任用）	2	
				教育監理監（再任用）	1	
4 級	係長の職務	98	28.3	係長	98	係長
5 級	課長補佐の職務	56	16.2	課長補佐	38	副参事
				次長	5	
				所長（保育所）	9	
				園長（幼稚園）	4	
6 級	課長の職務	24	6.9	課長	17	参事
				室長	1	
				所長	2	
				会計管理者	1	
				局長	2	
				教育委員会事務局長	1	副理事
7 級	部長の職務	4	1.2	部長	4	理事
合 計		346			346	